

平成 17 年 № 1

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

承認経過

平成17年 1 月 5 日 教育研究評議会 承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 1 月 6 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 1 号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改

正

〔省略〕

第4条 学系長は,学系を総括し,これを代表する。

2～3 〔省略〕

4 各学系長は,次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては,コース又はサブコース。この項において「専攻等」という。）を所管し,専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を総括する。

(1)～(3) 〔省略〕

(4) 芸術・スポーツ科学系長 音楽教育専攻,美術教育専攻,保健体育専攻,養護教育専攻及び総合教育開発専攻（表現教育コース,健康・生涯スポーツサブコース）

〔省略〕

別表第1

学系	講座	分野
〔省略〕		
人文社会科学系	〔省略〕	
	外国語・外国文化研究講座	英語科教育学
		英語学・英米文学・文化研究
		ヨーロッパ言語・文化研究
		アジア言語・文化研究
	〔省略〕	
〔省略〕		

現

行

〔省略〕

第4条 学系長は,学系を総括し,これを代表する。

2～3 〔省略〕

4 各学系長は,次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては,コース又はサブコース。この項において「専攻等」という。）を所管し,専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を総括する。

(1) 総合教育科学系長 学校教育専攻,学校心理専攻,特別支援教育専攻,家政教育専攻及び総合教育開発専攻（生涯教育サブコース）

(2) 人文社会科学系長 国語教育専攻,英語教育専攻,社会科教育専攻及び総合教育開発専攻（国際理解教育コース,共生社会教育サブコース）

(3) 自然科学系長 数学教育専攻,理科教育専攻,技術教育専攻及び総合教育開発専攻（情報教育コース,環境教育コース）

(4) 芸術・スポーツ科学系長 音楽教育専攻,美術教育専攻,保健体育専攻及び総合教育開発専攻（表現教育コース,健康・生涯スポーツサブコース）

〔省略〕

別表第1

平成16年4月1日現在

学系	講座	分野
〔省略〕		
人文社会科学系	〔省略〕	
	外国語・外国文学研究講座	英語科教育学
		英語学・英米文学・文化研究
		ヨーロッパ言語・文化研究
		アジア言語・文化研究
	〔省略〕	
〔省略〕		

別表第2

群	教 育 系		教 養 系	
	教 室	教室構成員が担当する 課程（類）・専攻等	教 室	教室構成員が担当する課 程（類）・専攻等
〔省略〕				

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

教育系

教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
保健体育科	<u>17</u>	体育科教育学 4
		体育学 1
		運動学 7
		健康科学 1
		養護教育 <u>4</u>
〔省略〕		
合 計	192	

教養系

教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数	
〔省略〕			
環境教育	<u>9</u>	生活科学	1
		地理学	1
		経済学	1
		環境科学	2
		環境教育実践施設	<u>4</u>
〔省略〕			

別表第2

平成16年4月1日現在

群	教 育 系		教 養 系	
	教 室	教室構成員が担当する 課程（類）・専攻等	教 室	教室構成員が担当する課 程（類）・専攻等
〔省略〕				

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

教育系

平成16年4月1日現在

教 室 名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
保健体育科	<u>15</u>	体育科教育学 4
		体育学 1
		運動学 7
		健康科学 1
		養護教育 <u>2</u>
〔省略〕		
合 計	190	

教養系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
環境教育	<u>8</u>	生活科学1
		地理学1
		経済学1
		環境科学2
		環境教育実践施設 <u>3</u>
〔省略〕		

